

## 畿央大学競争的研究費等不正防止計画

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）および「畿央大学競争的研究費等不正防止に関する基本方針」に基づき、「畿央大学競争的研究費等不正防止計画」として次のとおり定めます。

### 1. 責任体系の明確化

畿央大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程において下記の通り規定される。

最高管理責任者	学長
統括管理責任者	大学事務局長
コンプライアンス推進責任者	大学総務部長
コンプライアンス推進副責任者	学部長、研究科長、研究所長、研究センター長
防止計画推進部署	大学総務部

### 2. 事務処理に関する職務権限およびルール等の明確化

畿央大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程および畿央大学競争的研究費経理事務取扱要領を Kio-Office に掲載し周知する。

### 3. 不正使用防止計画の策定と実施

防止計画推進部署は、4月に開催する科研費等説明会において本不正防止計画を説明する。不正発生要因と防止対策を別紙のとおり定める。

### 4. 適正な予算執行と実効性のあるチェック

予算執行管理システムにおいて予算執行のチェックを行なう。

### 5. 競争的研究費等使用ルール等の情報共有・共通理解

防止計画推進部署は、4月に開催する科研費等説明会において競争的研究費等に関する規程を説明する。

### 6. 競争的研究費等のモニタリング

コンプライアンス推進責任者は、畿央大学競争的研究費等に関する規程に基づく内規に基づき、モニタリングを実施する。

### 7. 研究費の不正使用と研究活動の不正に対する通報(告発)窓口の整備

通報窓口 学校法人冬木学園内部監査室

### 8. 研究費に関する事務処理等相談窓口

相談窓口 畿央大学社会連携推進部

畿央大学 競争的資金不正防止計画 別紙

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
競争的資金等の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。	『畿央大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程』を制定し、機関内の責任体制について明文化するとともに、ホームページ上で公表し学内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
ルールに対する研究者及び事務担当者の認識が不足する。	毎年、研究者を対象とした説明会を開催し、積極的に参加を要請するとともに、欠席者には個別に説明する。コンプライアンス教育を実施し、その理解度を把握する。また、説明会には事務担当者の出席を義務付け、認識の共有をはかる。研究者は e-ラーニングによる研究倫理教育の受講を義務づける。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	研究者が研究計画に基づき、計画的に執行しているか予算執行状況を把握し、必要に応じて改善を求める。
カー出張、出張日程の水増し、出張日程の捏造などが発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に出張伺（内容・出張先・出張期間・旅費の見積書等を添付）の提出を求める。</li> <li>・出張後速やかに復命書（宿泊先等の領収書・航空機の半券等を添付）の提出を求める。</li> <li>・不合理な出張を監視するため、KioOffice 上のスケジュールに予定を必ず記載する。</li> </ul>
非常勤雇用者等の出勤簿等の改ざん、カー雇用、カー勤務が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の履歴書等の書類を雇用概要書と一緒に総務部に提出をうけ、内容を確認した上で学内決裁をとる。総務部により雇用契約を締結する。</li> <li>・出退勤の管理を総務部にておこなう。</li> </ul>
研究者と業者の関係が密接になる。	研究者と業者の過度な関係を防止するため、電子機器等については教育学習基盤部による発注を原則とし、特定業者への取引集中を防止する。

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	防止計画
不正防止への取組方針等が公表されていない。	本学ホームページにて公的研究費等の不正使用防止に係る取組（基本方針、研究費不正使用防止計画、相談窓口、通報窓口等）に係る情報を公表する。

## 5. 内部監査の在り方

不正発生要因	防止計画
内部の監査体制が十分なものになっていない。	内部監査室による通常の定期監査に加えて、抜き打ちによるリスクアプローチ監査を実施する。